

2010.03.16 決定

2016.02.01 改定

一般社団法人日本リスク研究学会役員選挙内規

一般社団法人
日本リスク研究学会

1. 本内規は、定款第4章、第12条から第18条に従い、理事および監事を選任する方法を示したものである。

2. 役員選挙にあたっては、前もって選挙管理委員会を組織する。

(ア) 選挙管理委員会は、正会員または名誉会員で構成し、会長が3名以上を指名する。うち1名を委員長とする。委員長は委員の互選とする。

(イ) 選挙管理委員会は、選挙のスケジュールの公表、立候補者の受付、提出書類の開示、選挙の実施、開票と総会への報告を行う。

(ウ) 選挙の事務作業は、事務委託先に委託することができる。

3. 理事の選任方法

(ア) 立候補者は正会員とする。立候補に際しては、1名以上の推薦者を必要とする。推薦者は正会員に限る。

(イ) 一人の正会員が推薦できる候補者は、最大2名とする。

(ウ) 立候補者は、立候補の理由・抱負、本学会における活動歴、および研究歴・職歴等を選挙管理委員会へ提出する。推薦者は、推薦理由を選挙管理委員会へ送付する。

(エ) 選挙管理委員会は、(ウ)の立候補の理由等ならびに推薦理由を全会員へ開示する。

(オ) 選挙管理委員会は、会員に対し選挙の日程を会員へ開示する。

(カ) 選挙管理委員会は、全正会員へ投票用紙を送付し、投票を依頼する。

(キ) 正会員は、11名以内の候補者に投票する。

(ク) 開票は、選挙管理委員会が行う。

(ケ) 以下の条件をもって当選とする。

① 候補者数が7名から11名の場合：信任投票とする。有効投票者数の過半数以上の信任を得た候補者を当選とする。ただし、7名以上の信任者がえられなかった場合は、欠員分のみの補充選挙を行う。

② 候補者数が11名を越える場合：得票数の上位11名を当選とする。ただし、得票数が同数の場合は、抽選によって順位を決める。

4. 監事の選任方法

- (ア) 現理事会は、理事立候補者が決まったのち、選挙管理委員会に対し、正会員のなかから監事候補者2名を推挙する。
- (イ) 選挙管理委員会は、監事の信任投票を行う。
- (ウ) 正会員は、信任投票を行い、有効投票者数の過半数以上の信任を得た候補者を当選とする。信任された監事が2名に満たない場合は、欠員分のみの補充選挙を行う。

5. 選挙の公示

- (ア) 役員選挙は、役員改選期にあたる年度の定期総会の3カ月前までに公示する。